各都道府県及び政令市・保健所設置市・特別区温泉主管課 御中

環境省自然環境局 自然環境整備課温泉地保護利用推進室

温泉における事故の防止について

平素より温泉行政の推進につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。2月18日(火)に福島県福島市高湯温泉の温泉関連施設において、源泉の管理作業に向かった3名の方が亡くなるという痛ましい事案が発生しました。

一部報道によると、現場付近の硫化水素濃度が高かったという情報もあり、 硫化水素ガスによる中毒死の疑いがあるとされております。

日頃より源泉や施設管理を行っている温泉事業者においては、硫化水素中毒事故のリスク等に「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準(平成29年9月1日付け環境省告示第66号)」(以下、「告示」という。)や「温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止のためのガイドライン(平成29年9月環境省発行)」(以下、「ガイドライン」という。)も参考としていただき対応いただいていると認識しています。

ガイドラインにおいては、

- 積雪時における配湯管のガス抜き孔等の高濃度硫化水素発生箇所等のリスク
- ・高濃度硫化水素発生箇所等における保守等を行う際の注意点

について記載しておりますので、最近の大雪等の気象状況に鑑み、告示及びガイドラインを今一度ご確認いただき、更なる安全対策や事故の未然防止に万全を期していただくようお願い申し上げます。

「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準(平成 29 年 9 月 1 日付け環境省告示第 66 号)」

(https://www.env.go.jp/nature/onsen/pdf/2-5 p 25.pdf)

「温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止のためのガイドライン(平成 29 年 9 月 環境省発行)」

(https://www.env.go.jp/nature/onsen/pdf/2-5 p 21.pdf)

(間い合わせ先)

環境省自然環境局自然環境整備課

温泉地保護利用推進室

連 絡 先:03-5521-8280 (直通)

Mail: ONSEN@env.go.jp

担当官氏名:五反田 青沼